

東日本大震災の被災者支援活動を行う公益法人が募集する 寄附金の指定について

平成23年5月20日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

平成23年5月20日財務省告示第174号による改正後の寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件(平成23年3月15日財務省告示第84号)本文第3号に基づき、公益法人が自ら行う東日本大震災の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動(以下「被災者支援活動」という。)に特に必要となる費用に充てるため、その公益法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの(以下「被災者支援寄附金」という。)については、指定寄附金の対象となります。

- 概要、被災者支援寄附金の募集のための手続等(PDF)

※ 申請には、手軽で便利な電子申請をご利用ください。

「公益法人information」の「電子申請窓口」より、電子申請を行うことができます。

問い合わせ先:

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

03-5403-9555 内線:9532,9537